

通 告 順 序 第 3 号

1 1 番 堤 信也 議員

一 般 質 問 答 弁 書

一 般 質 問 答 弁 書

作 成 課	政策財政課	11 番	堤 信也 議員
質問事項	1. 少子化対策について		
内 容	① 子育て支援 ・令和2年度における本町の合計特殊出生率は1.51で全国平均の1.34よりは上回っているものの、県平均の1.56よりは下回っている。まち・ひと・しごと創生人口ビジョンに掲げる合計特殊出生率を2040年までに2.11まで上昇させるという目標を達成するのは困難なのではないかと危惧するところである。現状を踏まえた上でどのようにして目標を達成するのか考えを示せ。 ・共働き世帯にとって、育児は時間的負担や精神的負担が大きく、第2子、第3子を望む際の障壁になっていると認識する。制度を十分に理解できず、活用できていない世帯が多い。このことから、育児に対する支援制度の情報発信に力を入れるとともに、ニーズ調査が必要と考えるが見解を示せ。		
答 弁 要 旨	11番 堤議員の一般質問に お答えいたします。 なお、「少子化対策について」の4点目 「教育支援」につきましては、 教育長から答弁しますので、よろしくお願いいたします。 はじめに、「少子化対策について」であります、 1点目の「子育て支援」の 1つ目、「人口ビジョンに掲げる合計特殊出生率の 2040年目標を どのようにして達成するのか」 につきましては、 本町の出生数は、年々 減少傾向にあります、		

その大きな要因としましては、
若い世代の人口流出と
核家族や共働き世帯の増加を背景にした
仕事と子育てへの不安感や
教育費等の経済的な負担感があると認識しております。

目標値の達成に向けては、
若者が地元に着定できるよう
安定した雇用の創出はもとより、
女性が高い賃金で安定して働ける職場を増やすことと、
男性も女性も仕事との両立を図りながら
安心して子育てができるよう
ワーク・ライフ・バランスの考え方を
推進してまいります。

また、核家族や共働き世帯が増加する中で、
子育ての様々な負担への対策に
力を入れる必要があると考えております。

分かりやすい情報提供、相談窓口の充実や
ニーズに即した保育サービスの提供等
安心して出産・子育てができるよう

きめ細かな支援に努めてまいります。

2つ目の、

「支援制度の情報発信」につきましては、
広報紙、町ホームページとブログ、
子育て支援センターのホームページでの提供と、
結婚・子育てガイドブックを毎年更新し
子育て世帯に配布しております。

また、男女共同参画推進事業の取組において
広報紙、講演会や講座等を通して
育児休暇や介護休暇制度を含め
ワーク・ライフ・バランスを推進しております。

未就学児の親を対象にしたアンケートでは
「この地域で子育てをしたいと思う」
親の割合が96%となっており、
様々な支援サービスを
ご利用いただけている結果と捉えております。

また、令和3年度の事業所への意識調査では、
育児休暇と介護休暇のある事業所の割合が
91%となっており、

	ワーク・ライフ・バランスの考え方が 浸透してきているもの　と認識しております。 また、ニーズ調査につきましては、 既に実施しております　町民アンケート調査と 事業所への意識調査により 的確にニーズを把握してまいります。
--	---

一 般 質 問 答 弁 書

作 成 課	健康ふくし課	11 番	堤 信也 議員
質問事項	1. 少子化対策について		
内 容	②不妊治療支援 ・厚生労働省は、令和4年4月より不妊治療を公的医療保険の対象として拡大するための検討を始めた。これまでも、不妊治療の助成制度を拡大するなど、少子化対策を行ってきており、それに伴い治療を受ける夫婦も増加傾向にある。しかしながら、治療が長期間にわたることや、女性の身体に相当な負担が掛かることなどについての社会の理解と受け入れが進まなければ、本当の意味での不妊治療の支援にはならないと考える。企業や町民に向けたセミナーや町民教室の開催、あるいは広報あいづみさなどによる周知活動を行い、不妊治療についての社会全体の理解を深めていくべきと考えるが見解を示せ。 ・不妊治療は、女性にも男性にも心理的抑圧が掛かり、人に言えない症状として精神的な負担も相当なものがある。国では医療機関などの専門機関にカウンセラーやコーディネーターを配置し、治療前や治療後の精神的なケアに取り組んでいるが、今後は相談窓口を設けるなど町としても対応していくべきと考える。町のこれまでの取り組みを示した上で、今後の考えについて見解を示せ。 ・国や県による不妊治療の支援が進んだとしても、通院費や資料収集、生活の変化による支出増など治療以外の経費が掛かってしまうと認識する。一時金の支給など、町独自の経済支援策が必要と考えるが見解を示せ。		
答 弁 要 旨	2点目の「不妊治療支援」の1つ目 「不妊治療についての社会全体の理解の深化」 につきましては、 厚生労働省が行った調査によると、		

仕事と不妊治療との両立ができず、

16%の方が離職しているとの結果があります。

また、同じアンケートの中では、企業として
不妊治療と仕事の両立を支援する取組を
実施していない割合が、80%となっております。

このように、仕事と不妊治療の両立支援の観点からは、
十分な社会の理解が進んでいるとは言えない状況にある
と捉えております。

こうした状況を改善していくためには、
企業・個人を対象とした講演会や相談会など
様々な機会を捉え、引き続き周知していくとともに、
関係機関と一体となった社会全体の理解を深める
取り組みが肝要であると考えております。

なお、不妊治療に関することは、その方の
プライバシーに属することであり、
情報の取扱い、保護に十分配慮しなければなりません。

2つ目の「町のこれまでの取組と今後の考え方」
につきましては、相談支援体制として
不妊治療に関する専門窓口は設置しておりませんが、

保健師に相談していただけるように体制を整えており、
内容に応じて会津保健福祉事務所と連携し
対応しております。

今後につきましては、現在の体制を継続していきますが、
状況の変化には適切に対応しなければならないと
考えております。

3つ目の「町独自の経済支援策」につきましては、
平成31年度から特定不妊治療及び男性不妊治療の
治療費の一部を助成してきております。

令和4年4月からの治療は、公的医療保険の対象と
なりますが、令和4年3月末において
特定不妊治療をされている方には、
経過措置として助成を継続してまいります。

なお、生活費等への助成につきましては、
他の疾病とのバランスもあり、現時点では考えておりません。

一 般 質 問 答 弁 書

作 成 課	建設水道課	11 番	堤 信也 議員
質問事項	1. 少子化対策について		
内 容	③住宅支援 新婚世帯は何かと出費が多く、また本町若年層の平均所得でアパートを借りることすら経済的には苦しい状況であると認識する。町営住宅は公営住宅法に基づき、住宅に困窮する低額所得者に対応する住居保障を目的として憲法第 25 条の生存権を根拠に整備されている。とは認識するものの、障がい者や高齢者などを裁量世帯として政策的に運用してきた経緯もある。結婚してから数年は優先的に入居できるようにし、さらには家賃の特別減免を行うことにより、経済的負担を緩和することは少子化対策に有効と考えるが見解を示せ。		
答 弁 要 旨	3 点目の「住宅支援」の 1 つ目 「町営住宅の優先入居等」につきましては、 本町における町営住宅の優先入居の取扱いは、 住宅に困窮する低所得者の中でも、 特に困窮度が高い方について 公募を行わず優先的に、 入居させることができる旨、 また、家賃の減免につきましては、 病気や災害等による特別な事情がある場合には、 当該家賃の減免又は猶予ができる旨		

町営住宅 管理条例に定めているところであります。

さらに、公募による場合でも、

入居者選考委員会において

住宅困窮度判定基準表に基づき、

その度合いが高い者の

当選確率が高くなるよう

設定しているところであります。

この基準により判定しますので、

新婚世帯全ての優先順位が、高くなるものではないことから、

ご提案の内容については、

難しいものと考えております。

一 般 質 問 答 弁 書

作 成 課	政策財政課	11 番	堤 信也 議員
質問事項	1. 少子化対策について		
内 容	③住宅支援 ・子育てのために一軒家で生活したいという方も多い。人間が快適と感じる空間には絶対領域があり家族間のプライバシーも大切な問題である。賃貸アパートや公営住宅と比較した場合、一軒家の方が多子の傾向があると認識することから、町内、特に中心市街地にある空き家を町が借り上げ、新婚世帯に所得に応じた安価な家賃で提供すれば少子化対策として有効に機能し、また空き家対策にもなると考えるが見解を示せ。 ・出産や育児の不安から妊娠を望まない家庭もあるが、親との同居により不安を解消して出産や育児を行っている家族も多く見受けられる。しかし、生活時間の差異や食生活の嗜好などにより同居が長続きせず単子で終わってしまうケースも多い。同居する家族の世代間ギャップを解消する一つの手法として、多世代同居型住宅へのリフォームがあるが、費用も相当となる。少子化対策のみならず、独居老人対策、家族の絆の稀薄問題など様々な問題を総合的に解決することにもつながることから、多世代同居型住宅へのリフォームに対し助成を行い、住環境支援をしていくべきと考えるが見解を示せ。		
答 弁 要 旨	2つ目の「空き家の賃貸」につきましては、 空き家の解消にも繋がる 有効な手段と考えられますが 現在、空き家バンクを運営する中で、 利用者に提供できる物件が少ない という課題があります。 まずは、利活用が可能な 空き家所有者への 意向調査や相談を行いながら 空き家バンクの登録件数の増加を図り、		

一軒家を希望する 新婚世帯等に対しては、
補助制度を活用した 空き家の取得やリフォームを
推奨してまいります。

なお、空き家の所有者は、
賃貸よりも売買を希望される傾向があるため、
空き家を借り上げ、
安価な家賃で提供することも含め
今後、どのような対応が可能か
研究していきたいと考えております。

3つ目の

「多世代同居型住宅のリフォームに対する助成」
につきましては、
当町では、「多世代同居型住宅へのリフォーム」
に対する助成は 行っておりませんが、
既に、福島県の補助メニューに
新たに 多世代同居や近居を始める方を対象とした
住宅取得や 増改築、改修に対する
補助制度がありますので、
住宅に関する相談等の際には、

	有効に活用していただくために、 周知を行っているところであります。 なお、町としましては、 今後、町民の方々からのニーズも踏まえて 「多世代同居型住宅に関する補助制度」の検証も 行なってまいりたいと考えております。
--	---

一 般 質 問 答 弁 書

作 成 課	政策財政課	11 番	堤 信也 議員
質問事項	1. 少子化対策について		
内 容	⑤ジェンダー格差 相模女子大学大学院の白河桃子特任教授の「ジェンダー格差の解消が最高の少子化対策」の文章の中で、兵庫県豊岡市「ジェンダーギャップ解消宣言」をした都市で前市長が男性は戻っても女性が戻らないことに気付き高校卒業時に出ていく若者たちの 20 代をみると、男性は半分戻るのに、女性は 25%しか戻ってこない、豊岡市は女性に選ばれていないと実感したことが政策転換のきっかけとなったと言います。男女とも若者が東京をはじめ大都会に向かうのは、やりたい学びや仕事ができる場所が理由でふわふわした憧れではない。男女差としては女性の方が出て行って帰ってこない。女性が地方を出ていく理由の第 2 位が親元を離れたかったと言います。本町の 10 代で転出した人と 20 代で転入してきた人の割合を男女比で示せ。		
答 弁 要 旨	5 点目の「ジェンダー格差」の 「10 代転出者と 20 代転入者の割合」につきましては、 平成 22 年と平成 27 年の 国勢調査の結果から 10 歳代の 5 年後転出者に対する 20 歳代の 5 年後転入者の割合は 男性では 4. 23% 女性はマイナス 8. 01%でありました。		

一 般 質 問 答 弁 書

作 成 課	健康ふくし課	11 番	堤 信也 議員
質問事項	2 地域共生社会について		
内 容	① ひきこもりとヤングケアラー支援 ・ひきこもりは子どもの問題だけではなく、中高年層や女性のひきこもりも増え、社会問題化している。 また、ヤングケアラーは、国の調査によれば中学生の 17 人に 1 人、高校生で 24 人に 1 人いるとされている。 ひきこもりやヤングケアラーは家庭内の問題で、実情が見えにくい上に新型コロナウイルス感染症が猛威をふるう中、外出自粛でさらに問題が深刻化していると考えます。本町におけるひきこもりやヤングケアラーの人数等を把握していれば示せ。また、今後どのような支援をしていくのか示せ。 ② 地域共生社会と伴走型支援 ・かつては地域の相互扶助があったが、今は支え合いの基盤が弱まり孤立するケースが多くなっている。一方、地域共生社会の役割は広がり、困難を持つあらゆる人を地域で支える仕組みが求められている。様々な困難を抱えた場合でも、社会から孤立せず、安心してその人らしい生活を送ることができる社会の実現と問題解決には、行政と協働する地域共生社会の取組みが重要と考えるが、どのようなネットワークを構築し、社会的孤立者を支援していく考えか見解を示せ。 ・ひきこもりやヤングケアラーは、社会的困窮や生活困窮などと複雑化・複合化した支援ニーズの課題があり、地域共生社会の支援とともに伴走支援が必要と考える。地域共生社会や伴走支援を下支えするための仕組みを作るためには行政の役割が重要と考えるが、行政の果たす役割について認識を示せ。		

答
弁
要
旨

次の、「地域共生社会について」であります、

1 点目の

「ひきこもりとヤングケアラー支援」につきましては、
現在、ひきこもりやヤングケアラーである方の
人数は把握しておりません。

ひきこもりの状態にある方や
ヤングケアラーの世帯については、
様々な家族の状況や本人の心身状態、
介護が必要な家族の状況、
子供の生活や教育の面など、個々の状況ごとに
様々な背景があるものと考えております。

困難を抱える方が孤立することなく、
安心して暮らしていくためには、地域の一員として
互いに支え合うことが必要であることから、
関係機関等と連携することで、
本人らしい生活のための支援に取り組んでまいります。

2 点目の

「地域共生社会と伴走型支援」の1つ目

「地域共生社会のネットワークの構築と社会的孤立者支援」

につきましては、
世代や分野を超えてつながり、
住民一人ひとりの暮らしと生きがい、
地域をともに創っていくネットワークの構築は、
非常に難しい課題であります。

現在、町では、まず令和7年度までに高齢者を対象とした
「地域包括ケアシステムの構築」を目指しております。

具体的には、
地域に高齢者の居場所づくりとして
高齢者と行政や医療、介護、
自治区や老人会などが協力連携して、
住民主体の「集いの場」を設置してきました。

将来的には、
集いの場の活動を地域共生社会における一つの核として、
社会的孤立者が生まれないよう
障がい者支援、子ども子育て支援、
生活困窮者支援など、個別に支援対象としている事柄を
包括的・横断的に支援し、支援される
社会ネットワークの構築を目指してまいります。

2つ目の

「行政の果たす役割への認識」につきましては、
ひきこもりなどの社会的孤立や生活困窮など、
複雑化、複合化する地域生活の様々な課題に対応できる
相談支援体制の構築に、行政の果たす役割は
非常に重要であると認識しております。

今後とも、地域の方々や各関係機関が連携し、
支え合える仕組みづくりに努めてまいります。

一 般 質 問 答 弁 書

作 成 課	建設水道課	1 1 番	堤 信也 議員
質問事項	3. 博士トンネル開通について		
内 容	福島県管理では最長となる、国道401号線博士トンネルが昨年7月2日昭和村側工区で、カウントダウンとともに発破されトンネル工事着工から本町側、昭和村側の両方から掘削を進め974日目で工事の節目である貫通を迎えた。11月26日にはトンネルの貫通を記念し作成した記念碑として各々の町村に設置する貫通石の除幕式が行われた。そこで美里町側、昭和村側のトンネルの入口に本町であればあやめの花、昭和村であれば仮にカスミソウであったりを描いて後世に残せないものかと考えるがイメージ的には磐越道のトンネルを思い浮かべていただけたら理解できると思う。まだ施行中でもあり、発注者と協議し町の観光資源でもあるあやめのPRも含め検討できないか見解を伺う。併せて開通式の際のイベントなどの考えがあれば所見を伺う。		
答 弁 要 旨	次の、「博士トンネル開通について」であります、 1点目の「本町のPRを含めトンネル入口にあやめの花を描くことの検討」につきましては、 発注者である県会津若松建設事務所に確認したところ、 トンネル坑口の面壁へのデザインについて、 周辺環境や景観上の調和に配慮する必要があるため、 新たに面壁へあやめの花などの デザイン画を描く考えはないとのことでした。 また、工事としましても		

面壁が既に完成しており

あやめの花を描くことは不可能であるとの
ことでありました。

2点目の「開通式の際のイベントなどの考え」
につきましては、
県より事業進捗状況を見極めながら、
実施について検討してまいりますとのことであり、
開通式に合わせて両町村がイベントを行う際は、
意向を踏まえながら検討していくとの
考えでありました。

また、私が会長を務めております
国道401号改良整備促進期成同盟会としましても、
開通式に協賛し、
記念品を配布するなど、
県内外へPRし
よりよい式典となりますよう
協力してまいる所存であります。

1 1 番 堤 信也 議員

一 般 質 問 答 弁 書

(教育委員会)

一 般 質 問 答 弁 書

作 成 課	教育文化課	1 1 番	堤 信也 議員
質問事項	1. 少子化対策について		
内 容	④教育支援 ・少子化の影響により町内の小・中学校においては児童生徒の減少に歯止めが掛からず、クラス数も減少している。このことにより配置される教員の数や運営予算が減少し、学力向上や課外活動、ひいては子どもたちの学校生活全般に少なからず支障をきたしていると認識している。今後、少子化の影響で適正規模に至らない学校における課題を示せ。		
答 弁 要 旨	1 1 番 堤議員の一般質問にお答えいたします。 「少子化対策について」であります、 4点目の「教育支援」につきましては、 適正規模に至らない学校における課題としまして、 平成27年に文部科学省が作成した 「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き」 において、様々な観点から指摘されております。 当町の小・中学校においても、 学校教育法施行規則において標準と定める 12学級以上18学級以下を満たさない学校がほとんどであり、 クラス替えができないことによる人間関係の固定化や、 切磋琢磨する教育環境を実現することの難しさ、		

	中学校においては、免許外の教科担任が発生するなど、いくつかの課題があげられております。 しかしながら、小規模校の特性を生かし、各校の実態に即した特色ある教育を展開し、その充実に努めているところであります。
--	--